

2019年度事業計画

2019年度は、機密文書処理サービス会社の第三者認定制度の導入し、7月1日に適合検査の申込み受付を開始するほか、認定制度導入に関連し、団体名を変更するとともに、事業内容、会員種別及び入会基準を変更します。また、機密抹消セミナーの開催、会員研修の実施、自己点検の実施、会報の発行及びガイドラインの改訂業務（受託業務）を行います。

1 認定制度の導入

適合証明検査基準 Ver.1.0 を確定し、第三者検査機関との協力関係を確認し、認定制度運営の体制を整備します。2019年7月1日より適合検査の申込みを受け付けます。

2 団体名称、事業、会員構成及び入会基準の変更（定款変更）

団体の名称を「一般社団法人機密情報抹消事業協議会」から「一般社団法人機密情報抹消事業者協会」に変更します。団体のあり方を模索しつつ事業を実施してきた「協議会」から、今後は「協会」として活動していきます。会員構成は、これまでの「正会員」、「賛助会員」、「ユーザー会員」に新たに「認定正会員」を追加します。「認定正会員」は、適合検査に合格した正会員です。また、従来入会条件の一つであった「正会員の推薦」を廃止し、誓約書の提出のみに変更します。

3 機密抹消セミナーの開催

会員及び非会員を対象とし、認定制度の普及を主目的とした機密抹消セミナーを開催します。

4 会員研修の開催

会員の機密文書処理事業に有益な情報という視点で、会員研修を実施します。また、適合証明検査基準を満たすために必要な情報やスキルの蓄積という視点での会員研修も検討します。

5 自己点検の実施

正会員を対象とした第5回自己点検を実施します。自己点検の実施時期は7月以降とします。従来通り、指定期間に自己点検を完了した正会員は、協議会ホームページで公表します。なお、今後機密文書処理サービス事業所認定を取得した「認定正会員」は、この自己点検の対象外となります。「認定正会員」は、認定取得後1年目と2年目に「維持点検」の実施を義務づけられます。

6 会報の発行

機密情報の管理と抹消に関連する情報を収集し、会報『機密抹消』（春号と秋号）を発行します。会報の内容は、専門性の高い情報という考え方を基本として、国内外の動向を踏まえた情報を収集し編集するものとします。

7 ガイドライン改訂業務の受託

（公財）古紙再生促進センターからの受託事業「リサイクル対応型機密文書処理ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の改訂原案を策定します。改訂原案の策定期限（納期）は、2019年8月末です。